

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

熊谷市長

## 公表日

令和5年8月3日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>熊谷市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>個人・法人（給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等）から提出された賦課資料に基づき、住民税を賦課する。賦課額に基づき、収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。賦課額の過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、還付充当通知書などを発行する。住民からの申請に基づき、個人住民税の納付額証明を発行する。納付状況に応じて、住民に対し納入確認書を作成する。</p> <p>番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p> <p>また、公金受取口座登録制度の開始に伴い、過誤納金還付申請があった住民の公金受取口座情報を、本人の同意に基づき情報照会により口座情報登録連携システムから取得する（R5.1より開始。）。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 個人住民税システム</li><li>2. 課税原票管理システム</li><li>3. 審査システム（eLTAX）</li><li>4. 国税連携システム（eLTAX）</li><li>5. 収納管理システム</li><li>6. 滞納整理システム</li><li>7. 確定申告システム</li><li>8. 団体内統合宛名システム</li><li>9. 中間サーバ</li><li>10. 共通基盤システム（庁内連携システム）</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)個人住民税賦課情報ファイル (2)収納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）（平成25年5月31日法律第27号）<ul style="list-style-type: none"><li>・番号利用法第9条第1項 別表第一の16の項</li><li>・番号利用法第9条第2項</li><li>・番号利用法第19条第10号</li></ul></li><li>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）<ul style="list-style-type: none"><li>・別表第一省令第16条</li><li>・別表第一省令第74条</li></ul></li></ol>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令)別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>1 1条2号口  2 2条9号口・10号口・13号口・14号口・15号・16号・17号・18条・19号・20号口  3 3条10号口・11号口・14号口・15号口・16号・17号・18号・19号・20号  4 4条2号口  6 6条5号・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号・12号・13号・14号・15号  8 7条1号イ・2号口・3号口・4号イ・5号イ  9 8条1号ニ・2号ニ  11 10条1号口・3号口・4号口・6号イ  16 12条1号口・2号イ・3号イ・4号口・6号イ・7号・8号口  18 13条1号イ・3号ハ  20 14条3号ハ  23 16条1号  26 19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号  27 20条2号・5号・9号・19号イ  28 21条12号  29 主務省令対応規定なし  31 22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9号  34 22条の3 1号イ・3号・4号・13号イ・14号・15号・16号・17号・18号  35 22条の4 1項2号ハ・2項2号・3項2号・4項2号  37 23条2号口  38 24条2号  39 24条の2 4号口・5号口・11号口・12号口・13号・14号・15号・16号・17号  40 24条の3 1号  42 25条1号・2号口・3号口・6号・7号イ・13号・14号・15号・16号・17号・18号  48 26条の3 1号イ・2号イ・3号イ・4号  53 27条3号ハ  54 28条1号ニ・2号・3号・6号・7号・8号・9号・10号  57 31条1号ニ・3号・3号の2・5号ニ・6号ニ  58 31条の2の2 5号口・6号口・12号口・13号口・14号・15号・16号・17号・18号  59 31条の3 1号  61 32条1号口・2号口  62 33条4号  63 34条2号・3号イ・4号イ  64 35条3号  65 36条1号イ・2号イ・3号  66 37条1号イ・4号イ  67 38条1号イ・2号イ・3号イ  70 39条3号  71 39条の2 1号  74 40条1号イ・6号イ  80 43条1号イ・2号口・3号口・5号口・8号・9号・10号・11号・12号・13号  84 43条の3 1号  85の2 43条の4 1号ハ・2号  87 44条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号  91 44条の5 1号  92 45条1号  94 47条12号ハ・13号ハ・14号ハ・16号ハ・26号ハ・27号ハ・29号ハ・31号ハ・32号ハ・33号ハ・34号ハ・35号ハ・36号ハ・37号ハ・38号ハ・39号ハ・40号ハ・44号ハ・45号ハ・48号ハ  97 49条1号イ・3号イ  101 49条の2 1号  103 51条8号イ・9号・15号  106 53条1号ハ・2号ホ・3号ニ・4号・5号口  107 54条1号口・4号口・5号  108 55条1号口・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ  113 58条1号口・2号口  114 59条1号  115 主務省令対応規定なし  116 59条の2の2 1号口・2号・3号・4号・5号・7号口・8号・9号・10号・11号・12号・14号イ  117 59条の2の3 1号  120 59条の3 1号ニ・2号ニ  121 59条の4 1号</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠及びその対応主務省令)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項</p> <p>27 20条</p>	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 市民税課、納税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部市民税課市民税係 電話048-524-1111 内線246

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月27日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課 吉岡 昭 納税課 新井 好也	市民税課長 鶴田 敏男 納税課長 新井 好也	事後	
平成29年4月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部市民税課市民係 電話048-524-1111 内線246	事後	
平成29年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 鶴田 敏男 納税課長 新井 好也	市民税課長 植原 利和 納税課長 新井 好也	事後	
平成29年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 植原 利和 納税課長 新井 好也	市民税課長 植原 利和 納税課長事務取扱 清水 敏文(総務部長)	事後	
平成29年7月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 植原 利和 納税課長事務取扱 清水 敏文(総務部長)	市民税課長 植原 利和 納税課長 飯島 誠	事後	人事異動に伴う対応
平成29年7月18日	I 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)  (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の二、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)  (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	事後	法改正に伴う対応
平成30年1月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の集計か	平成28年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成30年1月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	平成28年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成30年10月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 植原 利和 納税課長 飯島 誠	課長	事後	H30.5.21の様式改正に伴い所属長氏名の記載が廃止され役職名の記載に変更されたため
平成30年10月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込・滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー	1. 個人住民税システム 2. 課税原票管理システム 3. 審査システム(eLTAX) 4. 国税連携システム(eLTAX) 5. 収納管理システム 6. 滞納整理システム 7. 確定申告システム 8. 団体内統合宛名システム 9. 中間サーバー 10. 共通基盤システム(庁内連携システム)	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)住民税基本台帳ファイル (2)住民税収納滞納ファイル	(1)個人住民税賦課情報ファイル (2)収納管理ファイル	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	平成30年7月31日 時点	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	平成30年7月31日 時点	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	I 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の二、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)  (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1 1条2号口 2 2条7号・8号口・10号口・11号口・12号・13号・14号・15号・16号・17条口 3 3条8号・9号口・11号口・12号口・13号・14号・15号・16号・17号 4 4条2号口 6 6条4号・5号イ・6号イ・7号イ・8号イ・9号イ 8 7条1号イ・2号口・3号口・4号イ・5号イ 9 8条1号ハ・2号ハ 11 10条1号口・3号口・5号イ 16 12条3号イ・4号口・7号 18 13条1号イ・2号イ 23 16条 市県民税非該当 26 19条1号力 27 20条1号・3号・4号・8号イ 28 21条6号 29 主務省令対応規定なし 31 22条1号ハ 34 22条の3 1号・2号・5号イ・6号イ・7号イ・9号・10号・11号・12号・13号 35 22条の4 1項2号二・2項2号二・3項2号二・4項2号二 37 23条2号 38 24条2号 39 24条の2 2号・3号口・8号口・9号口・11号・12号・13号・14号・15号 40 24条の3 1号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月12日	同上	同上	42 25条1号・2号・3号ロ・6号・7号イ・11号・12号・13号・14号・15号・16号 48 26条の3 1号イ・3号イ 54 28条1号二 57 31条1号二・3号・5号二 58 31条の2 3号・4号ロ・9号ロ・10号ロ・12号・13号・14号・15号・16号 59 31条の3 1号 61 32条 市県民税非該当 62 33条 市県民税非該当 63 34条1号・2号・3号 64 35条3号 65 36条1号イ・2号イ・3号 66 37条1号イ・3号 67 38条1号イ・2号・3号 70 39条3号 71 主務省令対応規定なし 74 40条1号イ・3号イ 80 43条1号イ・2号・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号 84 43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ 87 44条1号カ 91 44条の2 1号 92 45条1号 94 47条1項 2号ロ・3号ロ・4号ロ・5号ロ・6号ロ・7号ロ・8号ロ・9号ロ・10号ロ・11号ロ・12号ロ・13号ロ・14号ロ・15号ロ・16号ロ・18号ロ・19号ロ・22号ロ・23号ロ 97 49条1号・3号 101 49条の2 1号 102 50条2号イ・3号イ・4号イ・5号イ 103 51条4号イ・7号・13号 106 53条1号ホ・2号ホ・3号二・4号・5号ロ 107 54条1号ハ・3号ハ・4号	事後	
平成30年10月12日	同上	同上	108 55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ 113 58条1号イ・2号イ 114 59条1号 115 主務省令対応規定なし 116 59条の2 1号ロ 117 主務省令対応規定なし 119 59条の3 1号ハ  (別表第二における情報照会の根拠及びその対応主務省令) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 27 20条1号・3号・4号	事後	
平成31年4月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月5日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	様式改正
平成31年4月5日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		十分である	事後	様式改正
平成31年4月5日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用		十分である	事後	様式改正
平成31年4月5日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である	事後	様式改正
平成31年4月5日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない	事後	様式改正
平成31年4月5日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスク対策は十分か		十分である	事後	様式改正
平成31年4月5日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式改正
平成31年4月5日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去		十分である	事後	様式改正
平成31年4月5日	IV リスク対策 8. 監査		[○]自己点検	事後	様式改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月5日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	様式改正
平成31年4月5日	I 4. 情報提供ネットワーク による情報連携 ②法令上の 根拠	117 主務省令対応規定なし	117 59条の2の2	事前	
令和1年10月4日	I 4. 情報提供ネットワーク による情報連携 ②法令上の 根拠	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1 1条2号ロ 2 2条7号・8号ロ・10号ロ・11号ロ・12号・13号・14号・15号・16号・17条ロ 3 3条8号・9号ロ・11号ロ・12号ロ・13号・14号・15号・16号・17号 4 4条2号ロ 6 6条4号・5号イ・6号イ・7号イ・8号イ・9号・10号・11号・12号・13号 8 7条1号イ・2号ロ・3号ロ・4号イ・5号イ 9 8条1号ハ・2号ハ 11 10条1号ロ・3号ロ・5号イ 16 12条3号イ・4号ロ・7号 18 13条1号イ・2号イ 23 16条 市県民税非該当 26 19条1号カ 27 20条1号・3号・4号・8号イ 28 21条6号 29 主務省令対応規定なし 31 22条1号ハ 34 22条の3 1号・2号・5号イ・6号イ・7号イ・9号・10号・11号・12号・13号 35 22条の4 1項2号ニ・2項2号ニ・3項2号ニ・4項2号ニ	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1 1条2号ロ 2 2条7号ロ・8号ロ・10号ロ・11号ロ・12号・13号・14号・15号・16号・17条ロ 3 3条8号ロ・9号ロ・11号ロ・12号ロ・13号・14号・15号・16号・17号 4 4条2号ロ 6 6条4号・5号イ・6号イ・7号イ・8号イ・9号・10号・11号・12号・13号 8 7条1号イ・2号ロ・3号ロ・4号イ・5号イ 9 8条1号ニ・2号ニ 11 10条1号ロ・3号ロ・5号イ 16 12条3号イ・4号ロ・7号 18 13条1号イ・2号イ 23 16条 市県民税非該当 26 19条1号カ 27 20条1号・3号・4号・9号イ 28 21条7号 29 主務省令対応規定なし 31 22条1号ハ 34 22条の3 1号・2号・4号イ・5号イ・6号イ・8号・9号・10号・11号・12号 35 22条の4 1項2号ニ・2項2号ニ・3項2号ニ・4項2号ニ	事後	番号法別表第一・第二の事務・情報を定める命令等の一部改正
令和1年10月4日	同上	37 23条2号 38 24条2号 39 24条の2 2号・3号ロ・8号ロ・9号ロ・11号・12号・13号・14号・15号 40 24条の3 1号 42 25条1号・2号・3号ロ・6号・7号イ・11号・12号・13号・14号・15号・16号 48 26条の3 1号イ・3号イ 54 28条1号ニ 57 31条1号ニ・3号・5号ニ 58 31条の2 3号・4号ロ・9号ロ・10号ロ・12号・13号・14号・15号・16号 59 31条の3 1号 61 32条 市県民税非該当 62 33条 市県民税非該当 63 34条1号・2号・3号 64 35条3号 65 36条1号イ・2号イ・3号 66 37条1号イ・3号 67 38条1号イ・2号・3号 70 39条3号 71 主務省令対応規定なし 74 40条1号イ・3号イ 80 43条1号イ・2号・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号 84 43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ 87 44条1号カ 91 44条の2 1号 92 45条1号	37 23条2号 38 24条2号 39 24条の2 2号ロ・3号ロ・8号ロ・9号ロ・11号・12号・13号・14号・15号 40 24条の3 1号 42 25条1号・2号ロ・3号ロ・6号・7号イ・11号・12号・13号・14号・15号・16号 48 26条の3 1号イ・3号イ 54 28条1号ニ 57 31条1号ニ・3号・6号ニ 58 31条の2 3号ロ・4号ロ・9号ロ・10号ロ・12号・13号・14号・15号・16号 59 31条の3 1号 61 32条 市県民税非該当 62 33条 市県民税非該当 63 34条1号・2号・3号 64 35条3号 65 36条1号イ・2号イ・3号 66 37条1号イ・3号 67 38条1号イ・2号・3号 70 39条3号 71 主務省令対応規定なし 74 40条1号イ・3号イ 80 43条1号イ・2号ロ・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号 84 43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ 87 44条1号カ 91 44条の2 1号 92 45条1号	事後	同上



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月4日	同上	<p>94 47条1項 2号ロ・3号ロ・4号ロ・5号ロ・6号ロ・7号ロ・8号ロ・9号ロ・10号ロ・11号ロ・12号ロ・13号ロ・14号ロ・15号ロ・16号ロ・18号ロ・19号ロ・22号ロ・23号ロ</p> <p>97 49条1号・3号</p> <p>101 49条の2 1号</p> <p>102 50条2号イ・3号イ・4号イ・5号イ</p> <p>103 51条4号イ・7号・13号</p> <p>106 53条1号ホ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ</p> <p>107 54条1号ハ・3号ハ・4号</p> <p>108 55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ</p> <p>113 58条1号イ・2号イ</p> <p>114 59条1号</p> <p>115 主務省令対応規定なし</p> <p>116 59条の2 1号ロ</p> <p>117 59条の2の2</p> <p>119 59条の3 1号ハ</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠及びその対応主務省令)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらに法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であつて主務省令で定めるもの」が含まれる項</p> <p>27 20条1号・3号・4号</p>	<p>94 47条1号 2号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ハ・6号ハ・7号ハ・8号ハ・9号ハ・10号ハ・11号ハ・12号ハ・13号ハ・14号ハ・15号ハ・16号ハ・18号ハ・19号ハ・22号ハ・23号ハ</p> <p>97 49条1号イ・3号イ</p> <p>101 49条の2 1号</p> <p>102 50条2号イ・3号イ・4号イ・5号イ</p> <p>103 51条4号イ・7号・13号</p> <p>106 53条1号ヘ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ</p> <p>107 54条1号ハ・3号ハ・4号</p> <p>108 55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ</p> <p>113 58条1号イ・2号イ</p> <p>114 59条1号</p> <p>115 主務省令対応規定なし</p> <p>116 59条の2 1号ロ</p> <p>117 59条の2の2</p> <p>119 59条の3 1号ニ</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠及びその対応主務省令)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらに法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であつて主務省令で定めるもの」が含まれる項</p> <p>27 20条1号・3号・4号</p>	事後	同上
令和1年10月4日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[O]提供・移転しない	十分である	事後	
令和2年4月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年5月31日	I 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令)</p> <p>別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>1 1条2号ロ</p> <p>2 2条7号ロ・8号ロ・10号ロ・11号ロ・12号・13号・14号・15号・16号・17条ロ</p> <p>3 3条8号ロ・9号ロ・11号ロ・12号ロ・13号・14号・15号・16号・17号</p> <p>4 4条2号ロ</p> <p>6 6条4号・5号イ・6号イ・7号イ・8号イ・9号・10号・11号・12号・13号</p> <p>8 7条1号イ・2号ロ・3号ロ・4号イ・5号イ</p> <p>9 8条1号ニ・2号ニ</p> <p>11 10条1号ロ・3号ロ・4号ロ・5号イ</p> <p>16 12条1号ロ・2号イ・3号イ・4号ロ・5号・6号イ・7号・8号ロ</p> <p>18 13条1号イ・2号ハ</p> <p>20 14条3号ハ</p> <p>23 16条1号</p> <p>26 19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号</p> <p>27 20条1号・3号・9号イ</p> <p>28 21条7号</p> <p>29 主務省令対応規定なし</p> <p>31 22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9号</p> <p>34 22条の3 1号・2号・4号イ・5号イ・6号イ・8号・9号・10号・11号・12号</p> <p>35 22条の4 1項2号ニ・2項2号ニ・3項2号ニ・4項2号ニ</p>	<p>・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令)</p> <p>別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>1 1条2号ロ</p> <p>2 2条7号ロ・8号ロ・10号ロ・11号ロ・12号・13号・14号・15号・16号・17条ロ</p> <p>3 3条8号ロ・9号ロ・11号ロ・12号ロ・13号・14号・15号・16号・17号</p> <p>4 4条2号ロ</p> <p>6 6条4号・5号イ・6号イ・7号イ・8号イ・9号・10号・11号・12号・13号</p> <p>8 7条1号イ・2号ロ・3号ロ・4号イ・5号イ</p> <p>9 8条1号ニ・2号ニ</p> <p>11 10条1号ロ・3号ロ・4号ロ・5号イ</p> <p>16 12条1号ロ・2号イ・3号イ・4号ロ・5号・6号イ・7号・8号ロ</p> <p>18 13条1号イ・2号ハ</p> <p>20 14条3号ハ</p> <p>23 16条1号</p> <p>26 19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号</p> <p>27 20条1号・3号・9号イ</p> <p>28 21条7号</p> <p>29 主務省令対応規定なし</p> <p>31 22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9号</p> <p>34 22条の3 1号・2号・4号イ・5号イ・7号・8号・9号・10号・11号</p> <p>35 22条の4 1項2号ハ・2項2号ニ・3項2号ニ・4項2号ニ</p>	事後	番号法別表第一・第二の事務・情報を定める命令等の一部改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月31日	同上	37 23条2号 38 24条2号 39 24条の2 2号口・3号口・8号口・9号口・11号・12号・13号・14号・15号 40 24条の3 1号 42 25条1号・2号口・3号口・6号・7号イ・11号・12号・13号・14号・15号・16号 48 26条の3 1号イ・3号イ 54 28条1号ニ 57 31条1号ニ・3号・6号ニ 58 31条の2 3号口・4号口・9号口・10号口・12号・13号・14号・15号・16号 59 31条の3 1号 61 32条 市県民税非該当 62 33条 市県民税非該当 63 34条1号・2号・3号 64 35条3号 65 36条1号イ・2号イ・3号 66 37条1号イ・3号 67 38条1号イ・2号・3号 70 39条3号 71 主務省令対応規定なし 74 40条1号イ・3号イ 80 43条1号イ・2号口・3号口・5号口・8号・9号・10号・11号 84 43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ 87 44条1号カ 91 44条の2 1号 92 45条1号	37 23条2号 38 24条2号 39 24条の2 2号口・3号口・8号口・9号口・11号・12号・13号・14号・15号 40 24条の3 1号 42 25条1号・2号口・3号口・6号・7号イ・11号・12号・13号・14号・15号・16号 48 26条の3 1号イ・2号・3号イ・4号 53 27条3号ハ 54 28条1号ニ・2号・3号・6号・7号・8号・9号・10号 57 31条1号ニ・3号・3号の2・5号ニ・6号ニ 58 31条の2 3号口・4号口・9号口・10号口・12号・13号・14号・15号・16号 59 31条の3 1号 61 32条1号口・2号口 62 33条4号 63 34条1号・2号・3号 64 35条3号 65 36条1号イ・2号イ・3号 66 37条1号イ・3号 67 38条1号イ・2号・3号 70 39条3号 71 主務省令対応規定なし 74 40条1号イ・3号イ 80 43条1号イ・2号口・3号口・5号口・8号・9号・10号・11号・12号・13号 84 43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ・2号 87 44条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 91 44条の2 1号 92 45条1号	事後	同上
令和3年5月31日	同上	94 47条1号 2号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ハ・6号ハ・7号ハ・8号ハ・9号ハ・10号ハ・11号ハ・12号ハ・13号ハ・14号ハ・15号ハ・16号ハ・18号ハ・19号ハ・22号ハ・23号ハ 97 49条1号イ・3号イ 101 49条の2 1号 102 50条2号イ・3号イ・4号イ・5号イ 103 51条4号イ・7号・13号 106 53条1号ハ・2号ホ・3号ニ・4号・5号口 107 54条1号ハ・3号ハ・4号 108 55条1号口・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ 113 58条1号イ・2号イ 114 59条1号 115 主務省令対応規定なし 116 59条の2 1号口 117 59条の2の2 119 59条の3 1号ニ  (別表第二における情報照会の根拠及びその対応主務省令) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらに法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 27 20条1号・3号・4号	94 47条2号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ハ・6号ハ・7号ハ・8号ハ・9号ハ・10号ハ・11号ハ・12号ハ・13号ハ・14号ハ・15号ハ・16号ハ・18号ハ・19号ハ・22号ハ・23号ハ 97 49条1号イ・3号イ 101 49条の2 1号 103 51条2号イ・3号・4号 106 53条1号ハ・2号ホ・3号ニ・4号・5号口 107 54条1号口・4号・5号 108 55条1号口・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ 113 58条1号イ・2号イ 114 59条1号 115 主務省令対応規定なし 116 59条の2の2 1号口・2号・3号・4号・5号・6号口・8号・9号・10号・11号・12号 117 59条の2の3 1号 120 59条の3 1号ニ・2号ニ  (別表第二における情報照会の根拠及びその対応主務省令) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらに法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 27 20条	事後	同上
令和3年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年10月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第19条第9号	番号利用法第19条第10号	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う法改正
令和3年10月18日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う法改正
令和4年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第9条第3項	番号利用法第9条第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	I 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令)</p> <p>別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>1 1条2号口 2 2条7号口・8号口・10号口・11号口・12号口・13号口・14号口・15号口・16号口・17号口 3 3条8号口・9号口・11号口・12号口・13号口・14号口・15号口・16号口・17号口 4 4条2号口 6 6条4号・5号イ・6号イ・7号イ・8号イ・9号・10号・11号・12号・13号 8 7条1号イ・2号口・3号口・4号イ・5号イ 9 8条1号二・2号二 11 10条1号口・3号口・4号口・5号イ 16 12条1号口・2号イ・3号イ・4号口・5号・6号イ・7号・8号口 18 13条1号イ・2号ハ 20 14条3号ハ 23 16条1号 26 19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 27 20条1号・3号・9号イ 28 21条7号 29 主務省令対応規定なし</p>	<p>・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠及びその対応主務省令)</p> <p>別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>1 1条2号口 2 2条6号口・9号口・12号口・13号口・14号口・15号口・16号口・17号口・18号口・19号口 3 3条9号口・10号口・13号口・14号口・15号口・16号口・17号口・18号口・19号口 4 4条2号口 6 6条5号・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号・12号・13号・14号・15号 8 7条1号イ・2号口・3号口・4号イ・5号イ 9 8条1号二・2号二 11 10条1号口・3号口・4号口・6号イ 16 12条1号口・2号イ・3号イ・4号口・6号イ・7号・8号口 18 13条1号イ・3号ハ 20 14条3号ハ 23 16条1号 26 19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 27 20条2号・5号・19号イ 28 21条12号 29 主務省令対応規定なし</p>	事後	
令和4年6月30日	同上	<p>31 22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9号 34 22条の3 1号・2号・4号イ・5号イ・7号・8号・9号・10号・11号 35 22条の4 1項2号ハ・2項2号二・3項2号二・4項2号二 37 23条2号 38 24条2号 39 24条の2 2号口・3号口・8号口・9号口・11号・12号・13号・14号・15号 40 24条の3 1号 42 25条1号・2号口・3号口・6号・7号イ・11号・12号・13号・14号・15号・16号 48 26条の3 1号イ・2号・3号イ・4号 53 27条3号ハ 54 28条1号二・2号・3号・6号・7号・8号・9号・10号 57 31条1号二・3号・3号の2・5号二・6号二 58 31条の2 3号口・4号口・9号口・10号口・12号口・13号口・14号口・15号口・16号 59 31条の3 1号 61 32条1号口・2号口 62 33条4号 63 34条1号・2号・3号 64 35条3号 65 36条1号イ・2号イ・3号 66 37条1号イ・3号 67 38条1号イ・2号・3号</p>	<p>31 22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9号 34 22条の3 1号イ・3号・4号・13号イ・14号・15号・16号・17号・18号 35 22条の4 1項2号ハ・2項2号・3項2号・4項2号 37 23条2号口 38 24条2号 39 24条の2 4号口・5号口・11号口・12号口・13号口・14号口・15号口・16号口・17号 40 24条の3 1号 42 25条1号・2号口・3号口・6号・7号イ・13号・14号・15号・16号・17号・18号 48 26条の3 1号イ・2号イ・3号イ・4号 53 27条3号ハ 54 28条1号二・2号・3号・6号・7号・8号・9号・10号 57 31条1号二・3号・3号の2・5号二・6号二 58 31条の2の2 5号口・6号口・12号口・13号口・14号口・15号口・16号口・17号・18号 59 31条の3 1号 61 32条1号口・2号口 62 33条4号 63 34条2号・3号イ・4号イ 64 35条3号 65 36条1号イ・2号イ・3号 66 37条1号イ・4号イ 67 38条1号イ・2号イ・3号イ</p>	事後	
令和4年6月30日	同上	<p>70 39条3号 71 主務省令対応規定なし 74 40条1号イ・3号イ 80 43条1号イ・2号口・3号口・5号口・8号・9号・10号・11号・12号・13号 84 43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ・2号 87 44条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 91 44条の2 1号 92 45条1号 94 47条2号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ハ・6号ハ・7号ハ・8号ハ・9号ハ・10号ハ・11号ハ・12号ハ・13号ハ・14号ハ・15号ハ・16号ハ・18号ハ・19号ハ・22号ハ・23号ハ 97 49条1号イ・3号イ 101 49条の2 1号 103 51条2号イ・3号・4号 106 53条1号ハ・2号ホ・3号二・4号・5号口 107 54条1号口・4号・5号 108 55条1号口・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ 113 58条1号イ・2号イ 114 59条1号 115 主務省令対応規定なし 116 59条の2の2 1号口・2号・3号・4号・5号・6号口・8号・9号・10号・11号・12号 117 59条の2の3 1号 120 59条の3 1号二・2号二</p>	<p>70 39条3号 71 39条の2 1号 74 40条1号イ・6号イ 80 43条1号イ・2号口・3号口・5号口・8号・9号・10号・11号・12号・13号 84 43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ・2号 87 44条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 91 44条の5 1号 92 45条1号 94 47条12号ハ・13号ハ・14号ハ・16号ハ・26号ハ・27号ハ・29号ハ・31号ハ・32号ハ・33号ハ・34号ハ・35号ハ・36号ハ・37号ハ・38号ハ・39号ハ・40号ハ・44号ハ・45号ハ・48号ハ 97 49条1号イ・3号イ 101 49条の2 1号 103 51条7号イ・8号・14号 106 53条1号ハ・2号ホ・3号二・4号・5号口 107 54条1号口・4号口・5号 108 55条1号口・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ 113 58条1号口・2号口 114 59条1号 115 主務省令対応規定なし 116 59条の2の2 1号口・2号・3号・4号・5号・7号口・8号・9号・10号・11号・12号・14号イ 117 59条の2の3 1号 120 59条の3 1号二・2号二 121 59条の4 1号</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年12月22日	I 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概 要	(右記を追記)	また、公金受取口座登録制度の開始に伴い、過 誤納金還付申請があった住民の公金受取口座 情報を、本人の同意に基づき情報照会により口 座情報登録連携システムから取得する(R5.1よ り開始。))。	事前	
令和4年12月22日	I 3. 個人番号の利用 法令 上の根拠	(右記を追記)	・別表第一省令第74条	事前	
令和5年6月21日	I 4. 情報提供ネットワーク による情報連携 ②法令上の 根拠	・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠及びその対 応主務省令) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の 項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関 係情報」が含まれる項 1 1条2号ロ 2 2条8号ロ・9号ロ・12号ロ・13号ロ・14号・15 号・16号・17条・18号・19号ロ 3 3条9号ロ・10号ロ・13号ロ・14号ロ・15号・16 号・17号・18号・19号 4 4条2号ロ 6 6条5号・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号 ・12号・13号・14号・15号 8 7条1号イ・2号ロ・3号ロ・4号イ・5号イ 9 8条1号ニ・2号ニ 11 10条1号ロ・3号ロ・4号ロ・6号イ 16 12条1号ロ・2号イ・3号イ・4号ロ・6号イ・7 号・8号ロ 18 13条1号イ・3号ハ 20 14条3号ハ 23 16条1号 26 19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 27 20条2号・5号・9号・19号イ 28 21条12号 29 主務省令対応規定なし	・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠及びその対 応主務省令) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の 項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関 係情報」が含まれる項 1 1条2号ロ 2 2条9号ロ・10号ロ・13号ロ・14号ロ・15号・16 号・17号・18条・19号・20号ロ 3 3条10号ロ・11号ロ・14号ロ・15号ロ・16号 ・17号・18号・19号・20号 4 4条2号ロ 6 6条5号・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号 ・12号・13号・14号・15号 8 7条1号イ・2号ロ・3号ロ・4号イ・5号イ 9 8条1号ニ・2号ニ 11 10条1号ロ・3号ロ・4号ロ・6号イ 16 12条1号ロ・2号イ・3号イ・4号ロ・6号イ・7 号・8号ロ 18 13条1号イ・3号ハ 20 14条3号ハ 23 16条1号 26 19条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 27 20条2号・5号・9号・19号イ 28 21条12号 29 主務省令対応規定なし	事後	
令和5年6月21日	同上	31 22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9 号 34 22条の3 1号イ・3号・4号・13号イ・14号・15 号・16号・17号・18号 35 22条の4 1項2号ハ・2項2号・3項2号・4項2 号 37 23条2号ロ 38 24条2号 39 24条の2 4号ロ・5号ロ・11号ロ・12号ロ・13 号・14号・15号・16号・17号 40 24条の3 1号 42 25条1号・2号ロ・3号ロ・6号・7号イ・13号 ・14号・15号・16号・17号・18号 48 26条の3 1号イ・2号イ・3号イ・4号 53 27条3号ハ 54 28条1号ニ・2号・3号・6号・7号・8号・9号 ・10号 57 31条1号ニ・3号・3号の2・5号ニ・6号ニ 58 31条の2の2 5号ロ・6号ロ・12号ロ・13号 ロ・14号・15号・16号・17号・18号 59 31条の3 1号 61 32条1号ロ・2号ロ 62 33条4号 63 34条2号・3号イ・4号イ 64 35条3号 65 36条1号イ・2号イ・3号 66 37条1号イ・4号イ 67 38条1号イ・2号イ・3号イ	31 22条1号ハ・2号・3号・4号・5号・6号・7号・9 号 34 22条の3 1号イ・3号・4号・13号イ・14号・15 号・16号・17号・18号 35 22条の4 1項2号ハ・2項2号・3項2号・4項2 号 37 23条2号ロ 38 24条2号 39 24条の2 4号ロ・5号ロ・11号ロ・12号ロ・13 号・14号・15号・16号・17号 40 24条の3 1号 42 25条1号・2号ロ・3号ロ・6号・7号イ・13号 ・14号・15号・16号・17号・18号 48 26条の3 1号イ・2号イ・3号イ・4号 53 27条3号ハ 54 28条1号ニ・2号・3号・6号・7号・8号・9号 ・10号 57 31条1号ニ・3号・3号の2・5号ニ・6号ニ 58 31条の2の2 5号ロ・6号ロ・12号ロ・13号 ロ・14号・15号・16号・17号・18号 59 31条の3 1号 61 32条1号ロ・2号ロ 62 33条4号 63 34条2号・3号イ・4号イ 64 35条3号 65 36条1号イ・2号イ・3号 66 37条1号イ・4号イ 67 38条1号イ・2号イ・3号イ	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月21日	同上	70 39条3号 71 39条の2 1号 74 40条1号イ・6号イ 80 43条1号イ・2号ロ・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・13号 84 43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ・2号 87 44条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 91 44条の5 1号 92 45条1号 94 47条12号ハ・13号ハ・14号ハ・16号ハ・26号ハ・27号ハ・29号ハ・31号ハ・32号ハ・33号ハ・34号ハ・35号ハ・36号ハ・37号ハ・38号ハ・39号ハ・40号ハ・44号ハ・45号ハ・48号ハ 97 49条1号イ・3号イ 101 49条の2 1号 103 51条7号イ・8号・14号 106 53条1号ヘ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ 107 54条1号ロ・4号ロ・5号 108 55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ 113 58条1号ロ・2号ロ 114 59条1号 115 主務省令対応規定なし 116 59条の2の2 1号ロ・2号・3号・4号・5号・7号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・14号イ 117 59条の2の3 1号 120 59条の3 1号二・2号二 121 59条の4 1号	70 39条3号 71 39条の2 1号 74 40条1号イ・6号イ 80 43条1号イ・2号ロ・3号ロ・5号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・13号 84 43条の3 1号 85の2 43条の4 1号ハ・2号 87 44条1号カ・2号・3号・4号・5号・6号 91 44条の5 1号 92 45条1号 94 47条12号ハ・13号ハ・14号ハ・16号ハ・26号ハ・27号ハ・29号ハ・31号ハ・32号ハ・33号ハ・34号ハ・35号ハ・36号ハ・37号ハ・38号ハ・39号ハ・40号ハ・44号ハ・45号ハ・48号ハ 97 49条1号イ・3号イ 101 49条の2 1号 103 51条8号イ・9号・15号 106 53条1号ヘ・2号ホ・3号ニ・4号・5号ロ 107 54条1号ロ・4号ロ・5号 108 55条1号ロ・6号イ・7号イ・9号イ・10号イ・11号イ 113 58条1号ロ・2号ロ 114 59条1号 115 主務省令対応規定なし 116 59条の2の2 1号ロ・2号・3号・4号・5号・7号ロ・8号・9号・10号・11号・12号・14号イ 117 59条の2の3 1号 120 59条の3 1号二・2号二 121 59条の4 1号	事後	
令和5年6月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月21日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	